

「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」への抗議決議

平成30年第3回沖縄県議会において「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」（以下、新条例）が賛成多数で可決された。

当該条例は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し（環境アセスメント）、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として平成12年に公布され、幾度の改正が行われてきた。

新条例では、これまで対象とされていた事業に「土地の造成を伴う事業」を追加し、その施行規則に土地の造成を伴う事業の規模要件として「施行区域20ヘクタール以上であるものに限る。」を追加するものである。

県は改正の理由として、大規模な土地造成を伴う広範囲に渡る開発行為と同等の事業であるにも関わらず、環境影響評価の対象事業となっていないものがあり、こうした大規模な土地造成事業については、事業実施に伴い、動植物や景観等への著しい影響が懸念されることとしている。

しかし、今回、条例改正の根拠は乏しく、現状においても環境への重大な影響は確認されていない上、改正前の当該条例及び当該条例が定める規模以下に係る関係法令及び関係条例規則で環境への影響は十分に保全されている。さらに今回の改正は全国でもっとも厳しい規模要件となり民間活力への影響は甚大である。県は10月1日に新条例を施行させるとしているが、現状、県内において官民間問わず多くの計画が進行中であり、公布から施行までの期間において計画自体を抜本的に見直さなければいけなくなる等、その影響は大きく、県民の理解を得ずに強行に新条例を施行させることは誠に遺憾である。

よって当市議会は、沖縄県に対し新条例施行について周知期間を十分にとるよう強く抗議する。

平成30年3月29日

石垣市議会

あて先 沖縄県知事、沖縄県議会議長